

学校において予防すべき感染症について

下記の感染症は、学校保健安全法に定められており、規定に基づき出席停止の取り扱いをいたします。感染した場合は、学校に連絡をし、登校する際には医師による診断書等を提出してください。必要に応じて、学校で用意している「学校感染症証明書」を使用することもできます。

なお、証明書にかかる費用は医療機関によって異なり、自己負担となりますので、予めご了承ください。

感染症名

●第一種

エボラ出血熱	急性灰白髄炎
クリミア・コンゴ出血熱	ジフテリア
痘そう	重症急性呼吸器症候群
南米出血熱	中東呼吸器症候群
ペスト	特定鳥インフルエンザ
マールブルグ病	指定感染症及び新感染症
ラッサ熱	

●第二種

インフルエンザ (鳥インフルエンザを除く)	風しん
百日咳	咽頭結膜熱
麻しん	結核
流行性耳下腺炎	髄膜炎菌性髄膜炎
	新型コロナウイルス感染症

●第三種

コレラ	パラチフス
細菌性赤痢	流行性角結膜炎
腸管出血性大腸菌感染症	急性出血性結膜炎
腸チフス	その他の感染症